



# United Nations General Assembly

配布: 一般

2018年12月27日

言語: 日本語

## 国連総会

Agenda item: 平和的な宇宙活動に関する国際行動規範

Sponsor: Australia, China, Cuba, Egypt, Indonesia, India, Iran, Israel, Italy, Japan, Malaysia, Mexico, Peru, Philippines, Russian Federation, Singapore, United Arab Emirates, United States of America.

国連総会は、

これまでの宇宙空間の国際的話し合いである A/RES/2222(XXI)「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(以下「宇宙条約」)、A/RES/2345(XXII)「宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定」、A/RES/2777(XXVI)「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」、A/RES/3235(XXIX)「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約」、A/RES/34/68「月その他の天体における国家活動を律する協定」を想起し、

機関間スペースデブリ調整委員会 (IADC) によって作成されたスペースデブリ低減ガイドラインを、宇宙開発における安全保障を保持するものとして確認し、

平和で持続可能な宇宙開発を続けるには、世界で共通の国際的な行動規範が必要であることを強調し、

全ての国が差異なく宇宙空間を自由に利用し、自由に探査し、自由にアクセスする権利を有することから、宇宙開発においてすべての国々は平等の機会を与えられるべきであるということを確認し、

また、情報共有、技術共有による宇宙開発と発展に対し持続可能性を高めるため、技術共有・支援は被支援国が自立することを目標において行われるべきであり、このためにキャパシティ・ビルディングが有用であるということを確認し、

国内での宇宙技術発展に関するキャパシティ・ビルディングを国際機関及び国際協力を通して促進する有用性を認識し、

SDGs 達成に向けて宇宙インフラストラクチャーを国家だけでなく民間でも活用すること、各国の衛星で得た情報のうち農業、防災などの SDGs 達成に貢献することが期待できる情報を共有することは、その活用方法により国際社会において有用に成り得るが、誤った活用方法で情報を共有すること、特に、共有されることで他国の国家安全保障やその国益を脅かす他批准国の安全保障に関する情報及び軍事機密などを共有することは、不安定で平和的でない国際情勢の構築へつながりかねず、控えなければならないことを強調し、

スペースデブリ、特に人工衛星軌道上のスペースデブリは、宇宙開発を脅かすものであり、自己増殖による悪化の可能性が高いことからすべての国家における共通の課題であること、また、スペースデブリ問題の解決には、現状のスペースデブリ除去と排出防止策、及びスペースデブリのカタログ登録とその共有が重要であることを確認し、

デブリの発生を伴う ASAT 実験、その他悪影響を及ぼす可能性をもつデブリの発生を伴う実験は、発生するスペースデブリによって、有用な人工衛星を破壊し、重要な情報の収集性、またその安全保障を脅かす可能性を有することを確認し、

スペースデブリ問題解決に向けてこれまで尽力してきた UNOOSA、各国の宇宙機関、民間の企業の多大な努力と、それによって育まれた多大な技術、そして UNCOPUOS や IADC で行われた活発な話し合いに対して満足を表明し、

スペースデブリ問題の解決に当たっては、民間や各国の宇宙機関による技術協力、技術共有が不可欠であるが、その技術情報の共有にあたっては、技術開発国や技術保有国と技術享受国との双方の同意がなければならぬことを確認し、

1. 各批准国には以下の権利または義務が存在することを確認し、各批准国に遵守するよう要請する:

a) 衛星保有国における権利、及び義務、

- i) 各国の保有している人工衛星により機密情報などの情報収集は控えたうえで、あらゆる情報収集を行う権利、
- ii) 各国の保有している衛星によって得た情報の一部、またはすべてを任意で多国に提供する権利、
- iii) ii)において行われた情報共有について UNOOSA へ報告しなければならないという義務、
- iv) 各国の衛星で取得した情報のうち、国家安全保障以外の目的で、他国の国防、又は人民の生活基盤を脅かすような情報の共有及び公開を控える義務、
- v) 国際社会の安全保障のため、各国の衛星で他国政府による反国際社会的活動が疑われる情報を取得した場合は、当該国の情報の種類に関係なくその情報を国連安全保障理事会に報告しなければならないという義務、
- vi) 各国の衛星で、他国の災害などの重大な情報を取得した場合に、その情報を当事国に直ちに提供する義務、
- vii) 災害対策のため、UN-Spider に対し、最大限気候情報を提供しなければならないという義務、

b) すべての国における権利、及び義務、

- i) 他の衛星保有国に対して、第三国の国家安全保障及び人民の生活を脅かさない範囲で、情報の共有の要請を行う権利、

- ii) 非破壊的手段で各国の国家安全保障、国家機密、その他の情報を保護する権利、
- iii) 情報の共有を行う場合はその共有を UNOOSA に報告し、UNOOSA による適切な情報共有に関する調査、査察を受け入れなければならないという義務、
- iv) 平和的かつ安定的な衛星の運用、また、スペースデブリによる紛争防止のため、機関間スペースデブリ調整委員会（IADC）のスペースデブリ低減ガイドラインにしたがって宇宙空間の利用を進める義務；

2. ITU と連携して以下のことを行うことを促す：

- a) ITU-D と連携して電気通信開発を推進するために以下のことを行うこと、
  - i) 各国の宇宙開発における電気通信の発達の重要性についての政策や組織構造に関する情報や助言を共有すること、
  - ii) i)における政策が正しく実施されているかを確認するため、開発計画に基づくプロジェクトの状況の報告を受けること、
  - iii) 開発途上国の宇宙開発の電気通信網、サービスの開発、拡充、運用を促進させるために、人材開発、計画、管理及び人材交流また研究開発についての能力を強化すること、
  - iv) 開発途上国に対して電気通信分野の援助をするための資金流動を活性化するために、特恵的な、有利な融資契約の締結を促進することや、国際開発融資機関及び地域開発融資機関との強調をうながすこと、
- b) 世界各国の宇宙開発を促進するため、ITU-R と協力して各国の宇宙衛星技術を他国と共有すること；

3. 現在国連宇宙空間平和利用委員会（UNCOPUOS）に加盟していない国々への加盟を促したうえで、UNCOPUOS に対し以下のことを行うことを要請する；

- a) 適正かつ円滑な宇宙開発の為の金銭的、技術的、人材育成のための援助、情報共有の為、その詳細な方法や手順に関するガイドラインを作成すること、
- b) 上記の援助については、支援を受ける側の国が実績をしっかりと報告するよう奨励すること、
- c) 将来的に国際益につながるような貢献を行うことを前提としすべての国に平等に援助が行われるようにすること、
- d) 定期的に会合を実施し、宇宙開発技術を共有すること；

4. 国連宇宙局（UNOOSA）主導で宇宙空間における安全保障のために以下のことを行うよう要請する：

- a) 条文 3 の a)項で作成されたガイドラインをもとに、宇宙後進国と宇宙先進国の技術的、金銭的、人材育成のための援助、情報共有を仲介すること、

- b) 批准国の情報共有によって行われる情報調査に対し、その情報共有状況の把握と、その共有情報の利用の正当性について監視を行うこと、
  - c) SDGs 達成に関連する情報を積極的に共有することを各国に推奨すること；
5. 全ての宇宙機関、宇宙開発に関連する民間団体に対し、以下のことを要請する：
- a) スペースデブリ除去に向けた研究、開発などにより、スペースデブリ問題に対処すること、
  - b) スペースデブリの観測を行い、UNOOSA のスペースデブリカタログの拡充という目的において UNOOSA にその観測情報を提供すること；
6. 全ての批准国に対し、人民に対しスペースデブリ問題への認知度向上へ向けた策を講じ、スペースデブリ問題を扱う民間企業や宇宙機関を、積極的に支援を行うよう要請し；
7. UNCOPUOS でスペースデブリ除去のための技術共有や情報共有についての専門的な方法や手順を話し合い、またそのガイドラインを作成することを要請し；
8. UNOOSA 主導の下でスペースデブリ除去促進のために以下のことを行うよう要請する：
- a) 第7条で作成されたガイドラインをもとに、そのスペースデブリ除去のための技術共有や情報共有の仲介を行い、その成果と共有された技術や情報の利用を監視すること、
  - b) 現存するスペースデブリについて、各国が排出した量について調査を行い、統計を作成すること、
  - c) スペースデブリの除去を促進するため、以下に従い、各国、各企業から拠出金を集め、その拠出金を運用すること、
    - i) 分担割合については、今後の会議で話し合うこと、
    - ii) 民間企業・宇宙機関におけるスペースデブリ除去活動を補助金などにより支援する目的で活用すること、
    - iii) 天体観測施設、その他のスペースデブリを観測可能な施設に対し、補助金を支給し、スペースデブリの観測とそのカタログ登録化を促進する目的で活用すること、
  - d) 民間企業が現存するスペースデブリに関するカタログにアクセスしやすくして、民間からの情報提供やスペースデブリ除去をより円滑に進めるためにシステムの構築を行うこと、
  - e) スペースデブリ除去にむけて、スペースデブリ除去に携わる各宇宙機関、民間企業から除去の進行状況についての情報を収集し、その情報を即時に更新して公開することで、スペースデブリ除去の計画的かつ円滑的な活動を支援すること、
  - f) IADC と連携して、多機関にスペースデブリに関する情報を共有すること。